)製造所等の定期点検に関する指導指針

整備に ついて

平成三年五月二十八日 各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物規制課長 消防危第四八号

改正 平成 八年 二月一三日 消防危第二八号

平成一〇年 九月 四 日 消防危第七九号

平成一一年 六月一五日 消防危第五七号

平成一三年 平成一六年 三月二七日 三月一八日 消防危第三三号 消防危第三七号

平成二〇年 三月一四日 消防危第四三号

平成二〇年 九月三〇日 消防危第三五〇号

平成二一年 二月二七日 消防危第三四号

平成三一年 四月一五日 消防危第七三号

等の位置、構造及び設備の技術上の基準が改正されたことに伴い、 は、 き指導することとされたい。 ので、製造所等の定期点検方法等については、今後この指針に基づ 今般下記のとおり製造所等の定期点検に関する指導指針を整備した あるが、先般の危険物の規制に関する政令等の改正により、製造所 消防法第一 既に製造所等の区分ごとに適宜指導指針を示してきたところで 四条の三の二に基づく製造所等の定期点検に関して

いたい。 なお、 貴管下市町村に対してもこの旨示達されよろしく御指導願

記

1 定期点検記録表の整備について

定期点検記録表の様式を積載式移動タンク貯蔵所を除く製造所

等と積載式移動タンク貯蔵所とに分けたこと。

別記1-1 製造所等定期点検記録表 (積載式移動タンク貯蔵

所を除く。

別記1-2 積載式移動タンク貯蔵所定期点検記録表

2 点検表の整備について

(1)に点検表を区分したこと。 じて技術上の基準が区分されている次の施設について、 危険物の規制に関する政令において貯蔵又は取扱形態に応 新た

屋内貯蔵所

給油取扱所

特例に係る一般取扱所

(2)新たに自動火災報知設備点検表を設けたこと。

(3)上の基準に合わせて点検事項等を整理したこと。 危険物の規制に関する政令等の改正に伴い、 改正後の技術

(4)点検方法の表現の統一等所要の整備を行ったこと。 点検項目の順序と整理、点検項目の内容の統一、

別 記 2

製造所・一般取扱所点検表

別記3-1 屋内貯蔵所

(平家建) 点検表

別記3-2 屋内貯蔵所 (平家建以外) 点検表

別記4 別記3-3 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 (他用途部分を有するもの) 点検表 (固定屋根式) 点検表

別記4 $\dot{2}$ 屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根式) 点検表

別記5 地下タンク貯蔵所点検表

別記6 移動タンク貯蔵所点検表

別 記 7 屋外貯蔵所点検表

引記8 -2	別記8-1
給由取扱所	給油取扱所
((屋外)
点倹表	点検表

別記8-3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 养 注 E

点検表

(屋内)

(屋外)

別記8 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

別記9 移送取扱所点検表

別 10 1 般取扱所 (吹付塗装作業等)点検表

別 10 $\frac{1}{2}$ 般取扱所 (焼入れ作業等)

3 般取扱所 (ボイラー、 バーナー等による危険

物の消費施設)点検表

別記10 4 般取扱所 (充てん施設) 点検表

別 10 5 般取扱所 (詰替え施設) 点検表

別 10 6 屋内 般取扱所(油圧装置等)点検表 (外) 消火栓設備点検表

別 11 別 11 $\frac{1}{2}$ 水噴霧消火設備点検表

別 11 3 泡消火設備点検表

別 11 一酸化炭素消火設備点検表

別 11 5 ロゲン化物消火設備点検表

別記11 6 粉末消火設備点検表

自動火災報知設備点検表

別記12

別記13 冷却用散水設備点検表

別記14

その他

3

次の各通知については廃止することとしたこと。

(1) 昭和五二年四月一三日付け 屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」 消防危第六六号

(2)昭和五二年四月一九日付け 消防危第一五四号

指針について」 - 給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の定期点検に関する指導

(3)昭和五二年一一月一〇日付け 一地下タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、

消防危第一六三号

屋外貯蔵所等の定期点検

(4)昭和五四年三月三〇日付け 消防危第三三号

「製造所及び一般取扱所の定期点検に関する指導指針につい

関する指導指針について」

(5)昭和五四年四月一三日付け

消防危第四〇号

て

点検に関する指導指針について」 般取扱所(危険物の消費、 充てん、 詰替え関係)

の定期

(6) 昭和五四年八月二八日付け 消防危第八八号

ずる装置関係) 般取扱所(圧油装置、 の定期点検に関する指導指針について」 潤滑油循環装置その他これらに準

(7)昭和五六年一月二七日付け 消防危第九号

|移送取扱所の定期点検に関する指導指針について_

(8) 昭和五九年三月六日付け 消防危第二二号

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」